

令和4年刈谷桜まつり 出店募集要項

1 桜まつり概要

- (1) 出店場所
亀城公園（体育館南側）、洲原公園（遊具広場前園路）
※場所詳細図は別紙参照
※設営状況等により変更する場合があります。
- (2) 出店期間
令和4年3月25日（金）から4月6日（日）まで <13日間>
午前9時00分から午後5時30分まで
- (3) 来場者数実績
約81,286人（平成31年度）
- (4) 主催
刈谷市観光協会

【注意事項】

令和4年の刈谷桜まつりについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、以下のとおり主催者が開催可否の判断を行いますのでご了承ください。

①2月25日（金）（開催一か月前）の時点

- ・愛知県に**緊急事態措置**が発出されている場合 → 開催中止
- ・愛知県に**まん延防止等重点措置**が発出されている場合 → 開催

②2月26日（土）から3月18日（金）（開催1週間前）の時点

- ・**緊急事態措置**が発出、または発出される見込みがある場合 → 開催中止

※3月19日（土）以降に緊急事態措置が発出された場合については、そのまま開催します。

2 出店概要

(1) 内容

飲食物、自社製品の販売、パンフレット・チラシ類の配布、商品展示によるPRなど。ただし、市内実店舗の事業内容に関するものに限りません。

飲食物の場合

- ・市内に店舗を有し、当該店舗で食品営業許可を受けていること。
- ・出品品目は、保健所で食品営業許可の受けられる露店品目に限る。
- ・**アルコールの提供は禁止します。**

(2) 出店条件

申込み時点で、以下の条件を満たしていること。

① 刈谷市商店街連盟加盟店、かつ、刈谷市観光協会会員

※出店申込書及び食品営業許可証（写）等添付書類（参照「(8) 添付書類」）に事実と異なる場合や不備がある場合は、刈谷桜まつり事務局及び刈谷市商店街連盟で審査し出店をお断りする場合があります。

② 販売行為を行ったことに起因して生じた損害を賠償するための保険に加入していること。

※移動販売車での販売は不可

(3) 出店スペース及び電気容量

亀城公園 スペース・・・最大(幅2.7m×奥行3.6m) + (幅1.5m ×奥行3.6m)
電気・・・7KW(100V) 以内

洲原公園 スペース・・・最大(幅7.2m× 奥行5.4m)
電気・・・1.5KW(100V) 以内

※出店数は、テント間の間隔が2m以上確保できる範囲内とします。

(4) 出店料

41,000円/店舗

(内訳:公園使用料・電気設備負担費 1日 3,000円 × 13日間、
事務手数料 2,000円/店舗)

※出店日数ではなく、刈谷桜まつり開催期間日数で計算します。

(5) 発電機

- ・発電機の持ち込み及び使用は禁止します。
- ・電源は商店街連盟にて設置します。

(6) その他

- ・**営業終了は午後5時30分、撤退完了は午後6時30分まで**にお願いします。時間厳守にご協力をお願いします。
- ・テントブースの設置は、主催者側では行いません。
- ・出店に必要なテント等の設備や、テント内における机・イス等の備品等は、各自で手配してください(費用は出店者負担)。
- ・各テントブースの前にゴミ箱を設置し、ゴミは各自でお持ち帰りください(費用は出店者負担)。
- ・店舗名を記載した看板等を、ブースの見やすい位置に設置してください。
※店舗のPRが目的のため、商品看板やのぼり等で隠さないようにしてください。

(7) 申込方法

「桜まつり出店申込書」に必要事項をご記入のうえ、後述(8)の添付書類とともにあきんどぷら座へ直接お持ちください。

なお、亀城公園と洲原公園の2か所で申込みをする場合、申込書等はそれぞれ用意してください。ただし、同一経営者の店舗、または、同系列店舗の場合は、同一場所において、重複しての出店申込みは出来ません。この場合において疑義が生じた場合は、商店街連盟等で協議の上、出店可否等の判断をさせていただきます。

※「桜まつり出店申込書」は、刈谷あきんどぷら座にて配布します。

(8) 添付書類(飲食物販売の場合) sy

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・「食品営業許可証」の写し・「営業設備の概要」の写し(出店許可品目のわかるもの)・市内実店舗の「食品営業許可証」の写し・保険証券の写し(前述2(2)出店条件に記載の保険) |
|--|

※新規に許可証等を取得する場合は、令和4年3月10日(木)に開催する出店者説明会までに、商店街連盟事務局まで提出してください(FAXまたは郵送可)。提出のない事業者は、出店をお断りする場合があります。

※食品営業許可証の営業所の名称等が出店者と異なる場合は、出店をお断りする場合があります。

※申込期限までに保険証券の写しが用意できない場合は、保険申込書の写しでも可としますが、この場合、後日、保険証券の写しを別途ご提出いただきます。

(9) 申込期限

令和4年 2月9日(水) 午後4時まで

3 出店者説明会

(1) 出店者説明会

出店者に対する説明会は、以下の日程により開催しますので、必ず現場の責任者の出席をお願いします。時間厳守をお願いします。

日 時 令和4年 3月10日(木) 14時～

場 所 刈谷市産業振興センター 301会議室

(2) その他

- ・本要項とは別に、出店者説明会の案内はいたしません。
- ・出品品目の変更は、上記出店者説明会終了後まで可能です。それ以降の変更はできませんのでご注意ください。

4 出店料の支払い

出店者説明会にて、お支払いください。なお、お釣りのない様にご準備をお願いします。

※出店料は、原則返金いたしません。詳細は「6 注意事項(20)」を参照してください。

※出店者説明会当日にお支払いいただけない場合は、出店できません。

5 連絡網について

桜まつり開催前の連絡事項や開催期間中のトラブルの際には、下記の連絡網のとおり連絡をお願いします。



6 注意事項

- (1) 当日は、必ず刈谷桜まつり事務局の指示に従い、出店申込書に記載の現場担当者を1名以上会場内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。
- (2) 展示、販売及びPRは許可された出店場所内のみで行い、その他の場所での広告、宣伝、販売などの行為は行えません。
- (3) 火気の使用については、別紙「火気取扱い注意事項」を厳守してください。
- (4) テントブース内で発生したゴミを会場内のゴミ集積所に持ち込んだ場合は、処理費を請求します。
- (5) 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないように、出店者により必ず各ブース下(売り場合含む)にビニールシート(可能な限り不燃性の高いもの)を2重で敷いてください。汚した場合、出店者で清掃するなど対応をお願いいたします。なお、シート等が敷かれていない場合や、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求します。
- (6) 割り当てられた小間の一部または全部を譲渡・貸与していることが発覚した場合は、ただちに撤収していただきます。
- (7) 申請書類に虚偽の内容があった場合は、出店をお断りします。

- (8) 各ブースの巡回を行います。申込品目以外のものを販売、使用禁止の機械等を使用していた場合は、販売を中止していただきます。
- (9) 公序良俗に反するもの並びに射幸心を煽るもの及び「くじ」の類は全面禁止しています。これらを行っていた場合は、ただちに撤収していただきます。
- ※禁止事例 ・ 1等、2等などがあり、何がもらえるかはっきりしない。
- ・サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。
 - ・料金を払い、好きな番号を言ってその中にある商品をもろうなど。
- (10) 調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられていますので、必ず用意してください。
- (11) 出店にかかる盗難・紛失については、主催者は一切責任を負いませんので、夜間も含め出店者の商品、備品、貴重品等は出店者の責任で管理してください。
- (12) 出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処してください。

【以下、新型コロナウイルス感染防止対策における注意事項】

- (13) テント間の間隔は、最低2m以上確保してください。また、出店スペース前にベンチを設置する場合、ベンチ間の間隔を前後左右最低2m以上確保してください。
- (14) 出店者はマスクまたはフェイスシールド等を着用してください。
- (15) 37.5℃以上の発熱や倦怠感のある方、及び咳やのどの痛み等がある方は、出勤をお控えください。上記症状が見受けられる場合は、出店をお断りする場合があります。
- (16) 出店者はアルコール消毒液を用意し、お客様が消毒できるようにレジ付近に設置してください（費用は出店者負担）。
- (17) 現場担当者は、出店期間中毎朝、出店者全員の健康状態を確認し、検温結果を記録してください。様式は任意で原則提出は不要ですが、新型コロナウイルス等が発生した場合は、提出を求める場合があります。
- (18) 発声による客引きは極力控えてください。
- (19) チラシ等を配る場合は、極力手渡しでの配布を避け、机等に置くなどの対応を心掛けてください。
- (20) 出店料の取扱いについては、次のとおりとする。
- ・ 出店料徴収後から刈谷桜まつり終了時まで、緊急事態宣言等が発令され、主催者が中止を決定した場合
→ 中止決定日の翌日以降の出店料を返金いたします（事務手数料除く）。
 - ・ 刈谷桜まつり開催期間中、当該催事において、新型コロナウイルスの発症等が確認され、主催者が中止を決定した場合
→ 中止決定日の翌日以降の出店料を返金いたします（事務手数料除く）。
 - ・ 刈谷桜まつり開催期間中において、上記（15）の理由等、出店者側に感染の疑いがあり、出店をお断りした場合
→ 出店をお断りした日以降の出店料は、返金いたしません。
 - ・ 災害、荒天等で刈谷桜まつりを急遽中止または時間短縮した場合
→ 開催前からの中止を除き、原則、出店料は返金いたしません。

7 出店におけるペナルティ

本要項記載のルール遵守の徹底のため、刈谷市商店街連盟にて、チェックシートを用いてチェックを実施します。その結果、違反事項がある場合、後日、刈谷市商店街連盟等で募集要項等に基づき審査を行い、減点または注意を課します。

ペナルティ＝刈谷市観光協会主催の催事(桜まつり、わんさか祭り及びアニメ collection)でチェックを実施し、累積で2回減点となった場合は、刈谷市観光協会主催の催事への出店を1年間禁止します。また、注意が3回累積となった場合は、減点1とします。なお、減点・注意に関わらず、それぞれ指摘を受けた時から、3年経過後に消滅するものとします。

8 出店時について

食品を販売する事業者は、出店当日「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、申請書の控（出店許可品目のわかるもの）を店舗内に携帯して営業してください。

9 荷物等の搬入・搬出について

搬入・搬出車両は、所定の駐車場に駐車し、次の時間帯は、路上及び公園内に車両を乗り入れないでください。

乗り入れ禁止時間帯：午前9時00分～午後5時30分

※指定された日（土日）におけるポンプ場北側スペースへの一時停車を除く。

- ・芝生内は、終日車両の乗り入れは不可となります。
- ・所定の駐車場への駐車は、1店舗につき1台までとしてください。
- ・搬入車の駐車場と混雑時の搬入についての詳細は、出店者説明会の際にお伝えします。

10 申込先・連絡先

刈谷市商店街連盟 あきんどぶら座事務局

〒448-8501 刈谷市広小路5丁目46番地

電話 0566-25-3015、FAX 0566-25-3035

■定休日 土・日・祝日 ■営業時間 午前9時00分～午後4時00分